

平成 16 年 8 月 24 日

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課 御中



「電波有効利用政策研究会 最終報告書（案）」に関する意見

「電波有効利用政策研究会 最終報告書（案）」に関する意見の募集（平成 16 年 7 月 22 日報道発表、平成 16 年 7 月 26 日訂正）につき、別紙（本文及び要旨）の通り意見を提出致します。

問い合わせ等については、下記連絡先で対応いたしますのでよろしく御願ひ申し上げます。

## 意見書

### 「電波利用料制度の現状」（報告書案第1章）について

第1章の現行電波利用料の使途（6ページ）につき、無線局データベースの運用130億円及び技術試験事務84.5億円は常識的に見て高額に過ぎると思われる。

### 「新たな電波利用料制度のあり方」（報告書案第3章）について

#### 共益費用としての位置付けを支持する

第1節の基本的な考え方につき、必要な行政サービスの対価としての意味合いを持つ「モデル1」を支持する。

また、②の経済的価値の徴収による電波の有効利用の解説（35ページ）は、通常起こり得る業務上の微細な判断に踏み込む様な内容であり、賛成はできない。但し、電波使用効率が著しく低い用途の退出は促すべきと考える（②例3（37ページ）は説得性に富む）ので、他の方法の検討を期待したい。

#### オークションの導入には慎重であるべき

第2節に於てオークションへの言及があるが、本文で述べられている通り、他国の事例では弊害の方が目立っており、このまま直ちに導入するのは避け、慎重な検討を重ねるべきである。

#### 基本構造は現状維持を求める

第3節の電波利用料制度の基本構造の説明（特に42ページの図）によれば、使途が現行の範囲である限り、その内訳が変わるだけであり、利用料増大は不要の筈である。

### 「経済的価値を勘案した電波利用料の料額算定のあり方」（報告書案第4章）について

#### 「逼迫」の判断は公正に

先に触れた通り、当社は、電波の有効利用を「経済的価値の徴収」によって促進する方法（35ページ）を単純に適用する事には賛成しないが、電波の有効利用促進そのものは是非必要な事と

考える。その意味で、本章の「逼迫」の論旨に賛成する。但し、実際の運用に当たっては公正中立な立場での算定と妥当な頻度による柔軟な見直しが行われる事を望む。

## 「電波利用社会発展のために戦略的に取り組むべき施策」 (報告書案第 5 章) について

### 電波利用料は予算不足を補完するものではない

第 2 節につき、ワイヤレス IT が重要性を増している中で我が国の研究開発費が諸外国に比して少ない事は重大な問題であると理解するが、これは国家戦略に係る問題であり、基本的には国家予算で対応すべき事と考える。

## 「納付義務者の範囲」(報告書案第 6 章) について

### 免許不要局の利用料支払義務化に反対

免許不要局に利用料の支払を義務づけたとしても、免許を必要とする無線局の様に電波監理業務の共益を得られるわけではないので、論理的根拠に乏しく、当社としては反対する。帯域占有型についても、そもそも小電力であり占有しても差し支えないから免許不要となっているのであり、特別視する必要はないと考える。

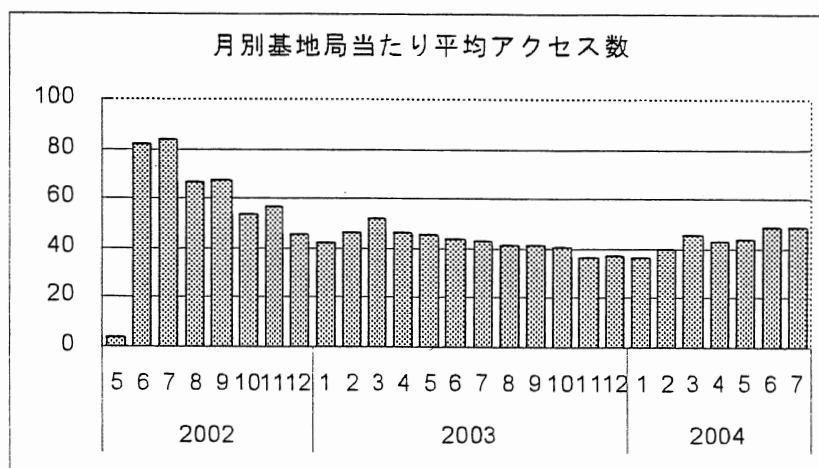
免許不要局、特に無線 LAN は、免許が不要だからこそ普及、発展しているのであり(それらが使用する周波数帯が commons 帯とも呼ばれる事を想起されたい)、利用料支払を義務化すれば、産業界の開発意欲を低下させ、報告書案 30 ページにある様な「92 兆円」を不可能にしてしまう危険性を指摘したい。

### 無線 LAN 事業に利用料負担を求めるべきではない

免許不要局から利用料を徴収する場合の方法として、無線 LAN 事業を営む電気通信事業者が負担する案が挙げられているが(82 ページ)、たとえ一案ではあっても著しく現実の理解を欠いたものであり、反対する。

かつて第一種電気通信事業として開始された無線 LAN 事業は加入者が皆無に近く、僅か数箇月で事業を休止した。当社では、その後、無線 LAN の無料トライアルサービスを実施しているが、利用頻度は極めて僅かである(グラフ参照)。これは他社に於ても同様と考えられ、事業として成立し利用料負担に堪える状態には程遠い。

参考： Yahoo!BB モバイル（無線 LAN）の利用状況



Yahoo!BB モバイルは、トライアル中であり、無料で提供されている。また、その場でのオンラインサインアップが可能であり、利用開始のハードルは低いと考えられる。

以上

## 「電波有効利用政策研究会 最終報告書（案）」に関する意見要旨

### 「新たな電波利用料制度のあり方」（報告書案第 3 章）について

- 共益費用としての位置付けを支持する。
- オークションの導入には慎重であるべき。
- 電波利用料の収支基本構造の現状維持及び利用料を増大させない事を求める。
- 電波利用料の負担割合の是正を求める。

### 「経済的価値を勘案した電波利用料の料額算定のあり方」（報告書案第 4 章）について

- 論旨に賛成するが、周波数逼迫について公正中立な立場での判断と柔軟な見直しを求める。

### 「電波利用社会発展のために戦略的に取り組むべき施策」（報告書案第 5 章）について

- 電波利用料は予算不足の補完に充てるべきではない。

### 「納付義務者の範囲」（報告書案第 6 章）について

- 免許不要局の利用料支払義務化に反対する。
- 無線 LAN 事業に利用料負担を求める案に反対する。

以上